

平成26年12月1日

各 位

株式会社 北洋銀行

でんさい流動化ABL<アセット・バックド・ローン>契約を締結しました ～電子記録債権流動化買取枠の設定は道内金融機関で初めての取り組み～

北洋銀行は、道内本社の建設資材卸売業者様との間で、ABL(アセット・バックド・ローン)プログラム(以下、同プログラム)による「でんさい流動化契約」を11月28日に締結しました。

尚、でんさい(電子記録債権)流動化の買取枠設定は、道内金融機関で初めての取り組みとなります。

1. 概要(仕組みは別紙参照)

- (1) 同プログラムは、お客さまが保有する「でんさい」を当行が設立したSPC(特別目的会社)に売却することにより、早期資金化を図るものです。SPCは「でんさい」を裏付けとした借入(ABL:アセット・バックド・ローン)により、当行から資金調達を行います。
- (2) 当行は、債権流動化ABLプログラムを平成17年9月より取り扱っております。近年、「でんさい」活用が進む中、同プログラムにより、「でんさい」を保有するお客さまに対して、新たな資金調達手段を提供することが可能となります。

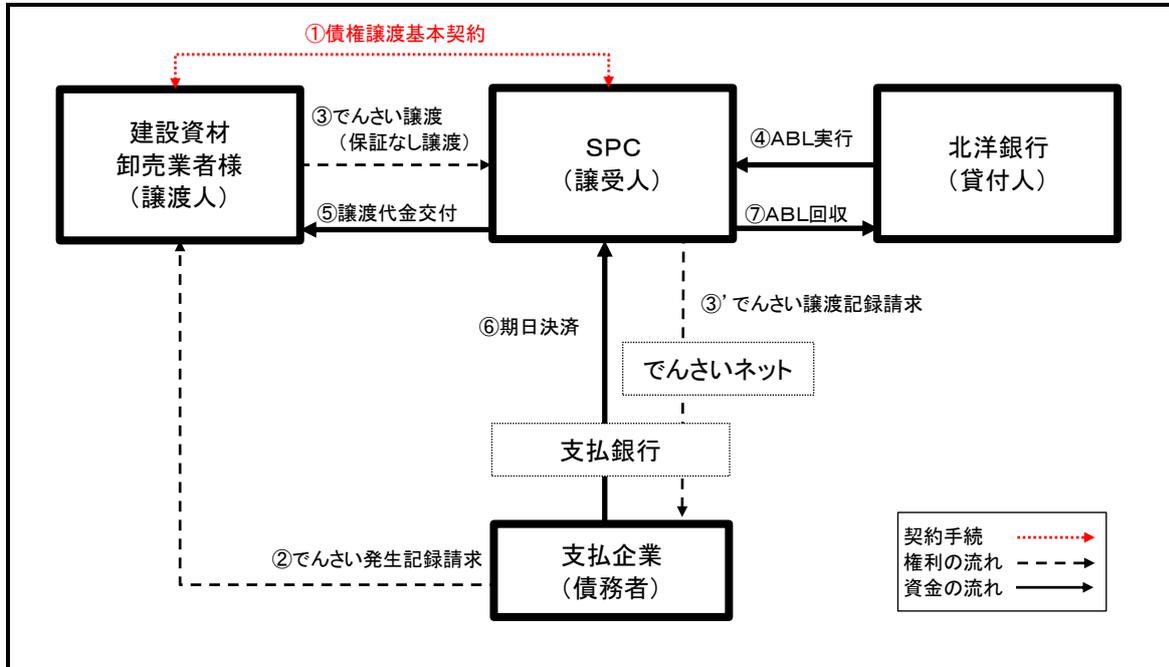
2. お客さまのメリット

- (1) 保有する「でんさい」を有効活用することにより、従来の銀行借入とは異なる新たな資金調達手段を安定的に確保できます。
- (2) オフバランス効果により、自己資本比率などの財務内容の改善が図られます。

当行では、上記「でんさい」を含め、手形債権・売掛債権などの短期債権、及びリース料債権、オートローン債権などの長期債権の流動化業務を行っております。これらの流動化商品の取扱いを通じ、お客さまの多様な資金ニーズに積極的にお応えしていくことで、道内経済の活性化に寄与して参ります。

以 上

《仕組み図》 ※本件をモデルとしたケース



[説明]

(1)債権譲渡契約(①)

債権譲渡に先立ち、建設資材卸売業者様(以下、譲渡人)とSPCとの間で債権譲渡契約を締結します。

(2)でんさい発生(②)

譲渡人は支払企業との商取引により、「でんさい」を取得します。

(3)債権譲渡(③、③')

譲渡人は「でんさい」をSPCへ譲渡します。その際、保証を伴わない譲渡記録により対抗要件を取得します。

(4)譲渡代金の支払(④～⑤)

SPCは「でんさい」を裏付けとした借入(ABL:アセット・バックド・ローン)により、北洋銀行から資金調達を行います。SPCは譲渡代金を当社へ支払います。

(5)債権の回収(⑥～⑦)

SPCは「でんさい」の期日回収により、ABLを返済します。

以上